

【表紙】

【発行登録番号】	24-関東104
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	横浜ゴム株式会社
【英訳名】	The Yokohama Rubber Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋5丁目36番11号
【電話番号】	東京 (03)5400-4500
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 川 上 欽 也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋5丁目36番11号
【電話番号】	東京 (03)5400-4500
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 川 上 欽 也
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成24年7月7日)から2年を経過する日(平成26年7月6日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円 (注)1 [350,000,000円] (注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載していません。
【安定操作に関する事項】	該当する事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるにあたり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	未定（注）1、2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当する事項はありません。（注）3
申込単位	該当する事項はありません。（注）3
申込期間	該当する事項はありません。（注）3
申込証拠金	該当する事項はありません。（注）3
申込取扱場所	該当する事項はありません。（注）3
割当日	該当する事項はありません。（注）3
払込期日	該当する事項はありません。（注）3
払込取扱場所	該当する事項はありません。（注）3

(注) 1 新株予約権の発行総数は、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において定める割当ての基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除きます。）を上限とします。

2 割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

3 新株予約権無償割当てのため、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日及び払込取扱場所はありませぬ。なお、新株予約権の無償割当ての効力発生日は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	横浜ゴム株式会社 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>未定</p> <p>(1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とします。</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)を控除した数を上限とします。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>未定</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とします。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	<p>未定</p> <p>新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	<p>未定</p> <p>特定株主グループ(議決権割合が20%以上のものに限り、以下、同じ。)に属する者又は特定株主グループに属する者になるうとする者(但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。)(以下、「特定株主等」と総称します。)ではないこと等を行使の条件として定め、詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。(注)1、2、3</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>未定</p> <p>1(1) 当社は、第3 [その他の記載事項] 記載の大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は特定株主等以外の株主（以下、「一般株主」といいます。）が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとします。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。</p> <p>(2) 前項における一般株主が所有する取得の対価は、原則として当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とします。</p> <p>2 当社取締役会が、第3 [その他の記載事項] 記載の対抗措置の発動を維持することが相当でない判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

代用払込みに関する事項	該当する事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

(注) 1 特定株主グループとは、() 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)又は() 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

なお、上記及び(注)2で引用する法令の規定は、平成24年6月29日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。)があり、それらが施行された場合には、上記及び(注)2で引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしします。

- 2 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものをいいます。
- 3 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式総数から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当する事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定です。

(2) 【手取金の使途】

未定

第2 【売出要項】

該当する事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成23年5月20日に開催された当社取締役会において、平成20年6月に導入した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部改定した上で継続することにつき決定し、平成23年6月29日に開催された定時株主総会で承認を得ております(以下、改定後の対応方針を「新対応方針」といいます。)

新対応方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為、又は、特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合においてその後当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為(いずれも、予め当社取締役会が同意したものを除きます。)に対する対応について定めたものであり、以下においては、これらの買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

なお、新対応方針で引用する法令の規定は、平成23年5月20日現在施行されている規定を前提とするものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。)があり、それらが施行された場合には、新対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

新対応方針の内容は、以下のとおりです。

1. 大規模買付行為に対する基本的考え方

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や取締役会による代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。

当社グループの事業内容は、タイヤ事業を中心としながらもホース配管、各種シーリング材、コンベヤベルト、航空部品、ゴルフ用品等々多岐に渡りますが、継続的な成長や技術革新により企業価値を向上させていくためには、既存事業あるいは将来成長が見込める分野において先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが不可欠です。このような研究開発の成果を事業化するまでには、数年から場合によっては十年を超える長い期間を必要とすることから、中長期的な視点での経営の取り組みが必要となります。また量的優位性だけでなく過去から蓄積された専門知識、経験及びノウハウ並びに国内外の顧客、取引先、地域社会等との間の良好な関係、当社グループ従業員の一体感をもった高いモチベーションも当社の企業価値の重要な部分を構成しているものと考えます。これらの無形の価値に対する理解も含めた当社企業価値に対する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び将来実現されるであろう株主共同の利益を適正に判断することは容易ではありません。また大規模買付者が提供する当社グループの従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針も、大規模買付行為の当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響に関する重要な判断材料となります。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様が検討のための十分な情報及び時間が提供される必要があります。このような観点から、新対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び所要の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、当社グループの事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社株主の皆様がより適切な判断を行えるよう、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ一般に公表します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値及び株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かに関して、2. (2) 「**独立委員会の設置**」において規定する独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるものとし、上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮の効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、当社は本発行登録書提出日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案を一切受けておりませ

h.

2. 大規模買付ルールの目的と概要

(1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力をもち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値及び株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるか否かの検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受けられる機会を保障するとともに、当社株主の皆様が大規模買付行為に対する対応について検討するために必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、下記4.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に定めるように、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かに関して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記3.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い」に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、対抗措置を発動できる状態にあるか否かに関して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

これらの対抗措置により、結果的に大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき、当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所要の期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、前述のとおり、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為や、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為、又は、特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては、大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じ、又は(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識された結果、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(ア)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為の時点から、当該買付行為について、大規模買付行為に準じるものとして、大規模買付ルールが準用されることとします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、独立委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と考える対抗措置を講じる場合において、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者の中から当社取締役会が選任します。

当社は、平成23年5月20日の取締役会において、新対応方針について株主の皆様のご承認を得られることを条件に、独立委員3名を、新対応方針の独立委員として選任することを決議いたしました。

具体的には、独立委員会は、(ア)前述のとおり、当社取締役会が、大規模買付行為に該当しないことについて予め行った同意を撤回するにあたり、当社取締役会が助言を求めた場合において当社取締役会に対して助言を与える役割を担うほか、(イ)下記「大規模買付情報の提供とその公表」に関して、当社取締役会が大規模買付者から提供される情報が十分であるか否かを判断し、最終的に大規模買付者が提供すべき情報の提供が完了しているか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、助言を与えます。

また、独立委員会は、(ウ)下記「取締役会検討期間の設定等」に関して、取締役会検討期間を延長するか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、延長の可否についての勧告を行い、(エ)下記4.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に関して、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、大規模買付ルールの違反の有無について勧告を行うほか、(オ)下記3.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。さらに、(カ)下記6.(1)「大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動を中止するか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、引き続き対抗措置が発動できる状態にあるか否かについての勧告を行うこともあります。

なお、独立委員会の判断が適切かつ合理的になされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は定期的に委員会を開催し、中期経営計画「GD100」の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

買付説明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した説明書(以下、「買付説明書」といいます。)を提出していただくこととします。買付説明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示していただきます。

大規模買付情報の提供とその公表

当社がこの買付説明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)のリスト(かかるリストは、日本語によります。)を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の助言を得て、大規模買付者から提供された情報が十分であるかを判断します。そして、提供された情報だけでは大規模買付情報として十分ではないと当社取締役会が判断した場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで、大規模買付者に追加的に情報提供していただくことがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会の助言を得て、最終的に大規模買付者が提供すべき情報の提供が完了しているかを判断します。

大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

- ア) 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(過去の買収、買付行為の履歴も含みます。)
- ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- エ) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- オ) 大規模買付者に対する資金の供与者の名称その他の概要
- カ) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社グループの経営方針及び事業計画(事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等)
- キ) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- ク) 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、顧客、取引先、地域社会、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等
- ケ) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、速やかにこれらを独立委員会に提供し、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、これらを当社株主の皆様にも提供するものとします。

取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会検討期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。

取締役会検討期間中、当社取締役会は、社外監査役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して、代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会検討期間内に取締役会としての意見の公表に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間を延長する旨及び延長期間を決定することができます。但し、取締役会検討期間の延長は、大規模買付者の提供した情報の評価・検討や、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要と認められる範囲で、かつ、30日間を超えない範囲に限られます。

また、当社取締役会は、取締役会検討期間の延長を決定した場合、その旨及び延長期間その他当社取締役会が適切と判断する事項について、決議後速やかに公表いたします。なお、上記決議により当社取締役会が取締役会検討期間を延長した場合、当社取締役会は引き続き、情報収集、提供された大規模買付情報の評価・検討等を行うものとし、延長期間内に当社取締役会としての意見の公表を行うよう最大限努めるものとします。

そして、当社株主の皆様の判断に必要な時間確保の観点から、大規模買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会検討期間経過前に大規模買付行為が開始された場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、大規模買付ルール違反の有無について諮問した上で、取締役会検討期間経過前の大規模買付行為であることのみをもって対抗措置を講じることができるものとします。

3. 大規模買付ルールが遵守された場合

(1) 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(2) 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために、下記5.「**対抗措置の具体的内容**」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下の から の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。但し、当該大規模買付行為が以下の各類型に形式的に該当することのみを理由として発動することを予定したものではありません。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っている判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の価額・種類・内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限られません。)が、当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)

大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な、当社グループの従業員、関係会社、顧客及び取引先等の利害関係者との関係が毀損され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損が合理的な根拠をもって予想される場合

大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の中長期的な将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の中長期的な将来の企業価値と比べて向上しないと合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

その他、 から に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると合理的な根拠をもって認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められるか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、当該大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、買付対価の価額・種類等)や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を検討いたしますが、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、独立委員会に対して、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められ、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かにつき諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、社外監査役全員の同意を得ることといたします。

なお、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記 **ないし** のタイプのいずれかに該当するなど、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことができるものとします。

また、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると認められると判断し、一旦、対抗措置を発動することができる旨の勧告を行った場合であっても、(ア)大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が実行されなかった場合、又は、(イ)当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記 **ないし** のタイプのいずれにも該当しないなど、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するとは認められないと判断されるに至った場合には、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止等の勧告を改めて行うことができるものとします。

4. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、当社の企業価値及び株主共同の利益の保護を目的として、下記5.「**対抗措置の具体的内容**」に記載の相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かを検討及び判断するにあたって、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、独立委員会に対して、大規模買付ルールの違反の有無について諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。

5. 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が、新対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

こうした対抗措置の発動により、大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、株式の経済的価値の希釈化などの経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を開始することのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また、公開買付制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の割当ての要項の概要は、第一部 第1 1 (2) [新株予約権の内容等] 記載のとおりとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様が大規模買付行為への対応の検討に必要な情報及び時間を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様判断を強いられることを回避するものであって、当社の企業価値並びに当社の株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に、当該対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じ外部専門家等の助言を得ることとし、これらを考慮した結果として対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、当該対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又はすでに割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社取締役会が新株予約権の無償割当て以外の対抗措置を発動する手続きを開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(当該大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

また、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合に、当社株主の皆様において必要となる手続きは特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払い込みをしていただく必要があります。手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

7. 新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

新対応方針につきましては、平成23年5月20日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、平成23年6月29日に開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て効力が生じております。

新対応方針の有効期間は、平成26年3月に開催予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において新対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の取締役会において新対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、新対応方針はその時点で廃止されるものとし、当社の株主総会において新対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、新対応方針はその時点で変更されるものとします。従って、新対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止又は変更させることが可能です。

また、当社取締役会は、今後の法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、新対応方針を随時見直してまいり所存です。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他新対応方針に関連する法令若しくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を新対応方針に反映させることが適切である場合、又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、新対応方針の形式的若しくは技術的な修正又は変更を行うことができるものとします。

新対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

8. 新対応方針の合理性

新対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有しています。

また、新対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

新対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において新対応方針の導入を決定し、平成23年6月29日に開催の当社の定時株主総会において、新対応方針を議案としてお諮りして新対応方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただきました。しかし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で新対応方針の効力は発生しないこととなっております。

そのため、新対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、新対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者の中から当社取締役会が選任します。

合理的な客観的発動要件の設定

新対応方針は、上記3.(2)「**大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い**」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

取締役の恣意的判断防止のための措置

新対応方針においては、取締役会は上記2.(2)「**独立委員会の設置**」記載のとおり、判断の客観性・合理性を担保された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「**新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更**」に記載のとおり、新対応方針は、当社の株主総会において又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、新対応方針を廃止することが可能です。

従って、新対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としておりますので、新対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1：特定株主グループとは、()当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)又は()当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第136期(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年3月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第137期第1四半期(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年5月11日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成24年6月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年3月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成24年6月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等における将来に関する事項の記載については、本発行登録書提出日（平成24年6月29日）現在において、変更又は追加する必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

横浜ゴム株式会社本店

（東京都港区新橋5丁目36番11号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当する事項はありません。